

# 暮らしサポート



消費生活に関する  
問合せ・相談は  
消費生活センターへ

## 「自分だけは大丈夫」と 思っていませんか？

### 消費者トラブルは 悩まず早めに相談を！

#### ⚠ 速報！村の消費者トラブル

以下の事例が多くなってきています。トラブルを未然に防ぐために手口と対策を確認しましょう。

##### ○「分電盤の点検に行きます」の電話から始まる勧誘に注意

業者は、「電力会社の委託を受け分電盤の点検にうかがいます」等の電話をかけ、消費者宅へ訪問します。点検後、「このままだと漏電して火事に…」等と言って不安をあおり、分電盤の交換をすすめ高額な契約をさせます。この際、うその説明をする場合もあるようです。そして消費者が契約後、知人に指摘されたり自ら契約している電力会社に確認して、実際は関係のない業者であったことがわかります。

##### 【トラブルにあわないために】

- ・電話等で点検を持ち掛ける業者には安易に点検させないようにしましょう。
- ・点検させたとしてもその場では契約せず、十分に比較・検討しましょう。
- ・クーリング・オフ等ができる場合もあります。
- ・不安や不明な点があれば、すぐに消費生活センター等に相談しましょう。



#### 見守り 新鮮情報

#### 無料動画を観ていたらいきなり有料登録に！

スマホで無料のアダルト動画のサイトを見ていたら、突然「登録完了」という画面になった。「誤作動の人はこちらにお電話ください」という表示が出たので電話をすると、料金約50万円が発生しているという。登録したつもりはない伝えると「いつたん30万円支払ってもらえれば、手数料約千円を差し引いて返金する」と言われた。コンビニで電子マネーを購入して電子マネーの番号を連絡して支払ったが、返金される予定の日に返金がなかった。



(70歳代)

##### 【ひとこと助言】

- ・無料のアダルト動画を観ていたり年齢確認ボタンを押したりすると、突然「登録完了」となり、慌てて連絡すると料金を請求される「ワンクリック請求」の手口に関する相談が寄せられています。
- ・事業者にお金を払ってしまうと取り戻すことは困難です。相手に何を言われても慌てて支払わないようにしましょう。

～以上2件、国民生活センターHP、「見守り新鮮情報」より引用・抜粋～

#### 司法書士による無料相談

司法書士会より司法書士相談員が派遣され、登記・相続・消費生活に関する相談が無料で受けられます。

相談の2日前までにご予約ください。

【開催日時】令和8年1月9日(金)  
午前9時30分から11時30分まで

【会場・受付】美浦村消費生活センター

#### 消費生活に関する相談は

- ◆ **村消費生活センター (消費生活相談全般)** ☎885-7141(直通)  
月・水・木・金 午前9時～正午、午後1時～4時  
(相談の受付は、午前は11時30分、午後は3時30分まで。)  
※相談員が不在の場合がありますので、電話でご確認ください。
- ◆ **消費者ホットライン (全国共通)** ☎188 ※3桁で繋がります。
- ◆ **県警悪質商法110番 (訪問販売や悪質業者に絡む各種相談)**  
午前8時30分～午後5時15分 ☎029-301-7379